

山 監 査 第 1 6 0 号
令和8年（2026年）1月29日

地方自治法第199条第4項及び山陽小野田市監査基準第2条第1項第1号の規定に基づく定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項及び山陽小野田市監査基準第16条の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 江 本 勝 一

山陽小野田市監査委員 藤 岡 修 美

- 1 報告内容
別紙のとおり
- 2 報告書提出先
山陽小野田市長、山陽小野田市議会及び山陽小野田市農業委員会
- 3 報告書提出年月日
令和8年1月29日

定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第199条第4項及び山陽小野田市監査基準第2条第1項第1号の規定に基づく定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項及び山陽小野田市監査基準第13条第1項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

記

1 監査の種別

定期監査

2 監査の対象

農業委員会事務局

3 監査の期間

令和8年1月6日から令和8年1月29日まで

4 監査の着眼点

定期監査に関する着眼点に基づき実施した。

5 監査の方法

今回の監査は、令和7年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

6 監査の結果

監査した結果、次に掲げるものを除き、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。

なお、監査結果に基づき又は監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

(1) 調定通知書について

令和7年4月17日に証明した耕作証明手数料（200円）の収入について、令和6年度分として処理したので令和7年度分に更正するため、令和7年4月17日付で令和7年度調定書及び収入金更正命令書を作成している。しかし、令和6年度の出納閉鎖後、収入金更正命令書は出納室での審査が未了であったため、令和7年度の収入を令和6年度の収入として確定し、令和7年度の調定分は未納となっている。

⇒ 地方自治法第 208 条では「会計年度独立の原則」として「普通地方公共団体の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わり、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。」とされており、令和 7 年度の収入を令和 6 年度の収入として確定することは、この原則に反するものである。関係部署に確認され適正に処理されたい。今後は、財務に関する事務の重要性を認識し、チェック体制を構築し適正な財務会計の執行に努められたい。

(農業委員会事務局)